

今後の HTLV-1 感染対策事業の取組みについて

1 HTLV-1 感染対策事業の現状と課題、対応方法について

項目	現状	課題	対応方法	取組状況
(1) 妊婦の HTLV-1 抗体検査実施体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村で妊婦健康診査を実施。(H21～) 受診項目に HTLV-1 を追加。 ・保健所における HTLV-1 抗体検査の導入。(H26～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦抗体検査の結果を、母子健康手帳に記載していない医療機関がある。そのため、他の医療機関や市町村保健師等による母子感染防止指導がされない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳への抗体検査結果の確実な記載の依頼。 ・キャリア妊婦に対して産科・小児科医療機関及び市町村保健師による母子感染防止指導の徹底。 ・キャリア外来設置病院への紹介の徹底、受診勧奨を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産婦人科医会協力のもと、産科医療機関において母子感染防止指導を実施。 ・市町村保健師による母子感染防止指導を実施。
(2) キャリアへの医療相談連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「HTLV-1 キャリア等への医療・相談支援体制(目指す姿)」及び「HTLV-1 キャリアに関わる医療機関分布図」を作成し、県内産科医療機関、市町村・保健所等関係機関へキャリア外来を周知(H24～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くのキャリア外来を知らない医療機関がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指す姿」及び「HTLV-1 キャリア等への医療体制、相談体制について」に基づき、県産婦人科医会等の協力により周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産婦人科医会協力のもと、周知。
(3) キャリア妊婦から出生した児のフォロー体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医療機関(市町村)において、母子感染防止指導を実施。 ・協力病院において、コホート調査登録を実施。(H23～H27) ・3歳以降の抗体検査について、説明・指導されているケースの他、特に指導されていないケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コホート調査新規登録は、平成27年度末で終了となり、児の抗体検査については、両親の判断で行われることになり、実施されない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医療機関による受診勧奨や児の3歳児健診時に、市町村保健師による抗体検査のための受診勧奨を行う。 ・「HTLV-1 キャリア等への医療体制、相談体制について」に基づき、小児科やキャリア外来設置医療機関等の協力を得て、抗体検査の実施体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医療機関及び市町村保健師による受診勧奨。

項目	現状	課題	対応方法	取組状況
(4) 市町村・保健所での相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び保健所での相談対応の他、平成 26 年度から保健所での抗体検査を開始して、陽性となった妊婦の家族の検査・相談体制の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア本人からの相談対応や、保健所抗体検査時の相談対応、各市町村母子感染防止指導のためのスキルアップが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保健従事者研修会等を通じて、定期的に必要な情報提供等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健担当者会議（平成 29 年 4 月）、医療保健従事者研修会（平成 29 年 11 月）の開催及び母子感染予防対策マニュアル（改訂版）の通知（平成 29 年 4 月）により、必要な情報提供を実施。
(5) 保健医療従事者のスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> 医療保健従事者のスキル向上のための研修会を開催している。（平成 24 年～） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保健従事者等の HTLV-1 についての認識、キャリア外来窓口の役割と紹介の必要性、母子感染防止における指導方法等の普及を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の継続開催等により、医療従事者及び相談対応にあたる市町村・保健所保健師等の更なるスキルアップを図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保健従事者研修会（平成 29 年 11 月）の開催。
(6) 普及啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対する普及啓発 ・ 県ホームページへの掲載 ・ 妊婦健康診査受診券配布時に HTLV-1 リーフレットを配付 ・ 医療機関窓口ポスターを掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の一層の理解と母子感染対策に関する知識の普及を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページへの掲載やリーフレットの配布等により、県民への普及啓発を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページへの掲載による周知。 ・ 母子保健担当者会議（平成 29 年 4 月）にて、市町村において妊娠届出時等にリーフレット配布等により普及啓発を実施するよう依頼。